

行革元年スタート ～プランの実践パート8～

今月号は公共施設の管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費削減などを図る「公の施設の指定管理者制度」についてと、今後町民の皆さんに応分のご負担をいただく使用料・手数料の改正についてお知らせいたします。

新しい和寒町を創る
自律・共生プラン

『公の施設の指定管理者制度』

町の「公の施設(広報誌6月号参照)」の管理は、南宗谷線米穀類乾燥調製貯蔵施設についてJA北ひびき農協を指定管理者に指定して9月に制度移行しましたが、その他の公の施設については、

- ① 管理者への移行により通年雇用体制を図れる施設の組み合わせの検討
- ② 施設と施設の一体的管理のメリット及び使用料の取り扱いの検証
- ③ 施設の特性を反映した指定管理者への移行及び関係団体の指定管理者への取り組みなどの総合的な判断が必要
- ④ 行政区の自治会移行後の地域会館としての使用の見定めが必要



などの理由から、指定管理者への移行は平成19年4月以降としました。

『使用料・手数料の改正』



行政サービスの提供に際し、公平性を担保するためにも利用者(受益者)から相応の負担を求めることが適当であり、受益者負担全般について適正化を図る必要があることから公共料金や施設の使用料及び手数料について見直しを行います。

使用料・手数料の見直しの基本的な考え方は、

- ① 料金の原価計算に基づく適正料金化(施設などの維持管理費等の支出に対して料金収入の割合が低い使用料の見直し)
- ② 施設使用料の有料化の検討(今まで町民は無料としていたが、減免の見直し及び年間団体使用料の検討)
- ③ 見直しサイクルと幅の統一(料金を3～5年毎に見直しし、アップ率を統一)
- ④ 手数料の減免対象範囲の見直し(年齢要件などにより無料としたり、割引きしていた手数料の見直し)



として全ての事務事業を対象としています。



現在、各種使用料及び手数料の改正を平成19年4月1日施行に向けて種々検討を重ねており、今後改正内容が決定次第町民のみなさんにお知らせしていきます。

来月号では、自治会移行についてお知らせします。